

さいたま市自治会連合会会則

(名称)

第1条 本会は、さいたま市自治会連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、さいたま市役所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、区自治会連合会を統括し、自治会相互の連絡協調を図るとともに、自治活動の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、さいたま市の単位自治会長を会員とし、各区自治会連合会をもって構成するものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各区自治会連合会相互の連絡調整に関する事。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関する事。
- (3) 自治会に共通する問題について調査研究を行う事。
- (4) 行政機関及び関係団体との連絡協調に関する事。
- (5) その他、本会の目的達成のため必要な事項に関する事。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 9名
- (3) 理 事 若干名（会長、副会長、会計理事を含む。）
- (4) 会計理事 2名
- (5) 監 事 3名

(役員を選出)

第7条 理事は、地区自治会連合会長をもって充てるものとする。

- 2 会長、副会長は、各区自治会連合会長の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。
- 3 会計理事は、理事の中から理事会において選出する。
- 4 監事は、理事以外の会員の中から理事会において選出し、総会の承認を受けるものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会長、副会長は、本会則に定めるもののほか、会務の執行上必要な事項を審議する。

- 4 理事は、本会則に定めるもののほか、運営に関する重要事項を審議する。
- 5 会計理事は、本会の会計事務を処理する。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第10条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員の数は、理事会にて別に定めた基準によるものとする。

(代議員選出)

第11条 代議員は、役員以外の会員の中から地区自治会連合会長が推薦した者をもって充てるものとする。

(代議員職務)

第12条 代議員は、会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

(代議員任期)

第13条 代議員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第14条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の設置及び廃止については、理事会において決定する。

(会議)

第15条 会議は、総会、正副会長会、理事会とする。

(総会)

第16条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、毎年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 4 総会は、役員及び代議員で構成する。
- 5 総会の議長は、その総会に出席した役員又は代議員の中から選出する。
- 6 総会は、役員及び代議員の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ず出席できないため委任状を提出した役員及び代議員は、出席者とみなす。
- 7 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、本会の運営上重要な事項
- 8 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基

準として収入支出をすることができる。

9 議事は、出席した役員及び代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(正副会長会)

第17条 正副会長会は、会長が必要と認めたとき招集し、会長が議長となる。

2 正副会長会は、3分の2以上の出席により成立する。

3 正副会長会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)理事会に付議すべき事項

(2)その他、会務の執行上必要な事項

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第18条 理事会は、会長が必要と認めたとき招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

3 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)その他、本会の運営上必要な事項

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第20条 本会の会費は各区自治会連合会ごとに納付し、その算定方法は理事会にて別に定めた基準によるものとする。ただし事業執行上、臨時に経費を必要とするときは、理事会に諮り、別に徴収することができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事務局)

第22条 本会に事務局を置き、会の庶務を掌理する。

(委任)

第23条 この会則に規定するもののほか、本会の運営上必要な事項は理事会で定める。

附則

この会則は、平成13年7月7日から施行する。

附則

この会則は、平成15年6月25日から施行する。

附則

この会則は、平成17年6月11日から施行する。

附則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成26年6月21日から施行する。